

国立大学法人東京工業大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業務評価の評価結果を勘案し、期末特別手当について、その者の職務実績に応じ、学長がこれを増額し、又は減額することができることとなっているが、平成18年度はこれに該当するものはなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

基本給月額を約7%引き下げた。

理事

- ・基本給月額を約7%引き下げた。
- ・60歳を超えた年度以後は、期末特別手当を年間3.3月分から2.25月分に引き下げた。

理事(非常勤)

該当なし

監事

基本給月額を約7%引き下げた。

監事(非常勤)

日給を約7%引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	21,355	13,704	6,007	1,644 (都市手当)		
理事 (4人)	64,812	44,256	14,770	476 (通勤手当) 5,310 (都市手当)		
監事 (1人)	13,833	8,736	3,829	220 (通勤手当) 1,048 (都市手当)		
監事 (非常勤) (1人)	2,754	2,754	0	0 ()		

注:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長		年 月			該当者なし
理事		年 月			該当者なし
監事		年 月			該当者なし
監事 (非常勤)		年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の見直し・効率化を図りつつ、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合したものとすることを基本とした。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教職員の個人評価を適切に行うとともに、インセンティブを加味した賃金制度を構築し、教職員の活動意欲の向上を図る。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤務成績の特に優秀な者の勤勉手当の成績率を、最高140/100まで可能としている。
基本給月額 (昇給)	勤務成績を反映した次の昇給号俸数を設定している。 55歳未満 優秀:6号俸, 良好(標準):4号俸, 良好未満:2号俸以下 55歳以上 優秀:4号俸, 良好(標準):2号俸, 良好未満:1号俸以下 特定職員 優秀:4号俸, 良好(標準):2号俸, 良好未満:1号俸以下 ※平成22年3月31日までの間は、「55歳未満」の「良好(標準)」の号俸数は、「4号俸」を「3号俸」と読み替える。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

基本給月額

基本給月額の平均5.1%引下げ(若年層0.3%~中高年齢層7%程度),
級の統合及び号俸の4分割, 枠外号俸の廃止, 指定職適用の見直し

昇給

昇給時期の統一, 昇給・特別昇給の統合, 勤務成績を反映した昇給号俸数の設定,
枠外昇給の廃止

大学院調整額

基本給月額を引き下げに伴う調整基本額の改定

管理職手当

職務の職責に応じた定額制

医師免許特別手当

「初任給調整手当」から名称変更。最高限度額の200円引下げ(50,200円→50,000円)

都市手当

支給率の段階的引上げ(18年度12%, 19年度13%, 20年度14%, 21年度15%)

扶養手当

配偶者に係る支給月額500円引下げ(13,500円→13,000円)

通勤手当

6箇月定期券額の1/6の額を毎月支給

勤勉手当

1.45月分の年間支給財源枠を確保し、勤務成績の評価を反映した成績率に基づき支給。
良好者成績率の段階的引き下げによる成績優秀者への支給財源の拡大。
大学教員については60歳を超えた年度から不支給
(平成18年4月1日～平成21年3月31日の間は、勤勉手当に替え特別な手当を支給)

経過措置(平成18年度から平成21年度までの期間)

新基本給月額及びそれに係る都市手当の額の合計が、平成18年3月31日における級号俸
に対応する別に定める基本給月額及びそれに係る平成17年度における都市手当の額の合
計に達しない場合に、達するまでの間(60歳年度末までに限る)、その差額を支給。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,553	45.4	8,518	6,134	129	2,384
事務・技術	452	41.8	6,066	4,432	131	1,634
教育職種 (大学教員)	1,049	46.9	9,601	6,879	126	2,722
技能・労務職種	3	52.5	6,047	4,446	135	1,601
教育職種 (附属高校教員)	46	45.3	8,186	6,063	181	2,123
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					

再任用職員	6	61.7	3,822	3,200	119	622
事務・技術	5	61.7	3,560	2,996	112	564
教育職種 (附属高校教員)	1					

非常勤職員	12	47.2	4,934	3,573	113	1,361
事務・技術	10	45.0	3,724	2,744	122	980
教育職種 (外国人教師等)	2					

[年俸制適用者]

非常勤職員	135	39.8	6,462	6,462	0	0
事務・技術	26	40.9	3,796	3,796	0	0
教育職種(大学教員)	109	39.5	7,098	7,098	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

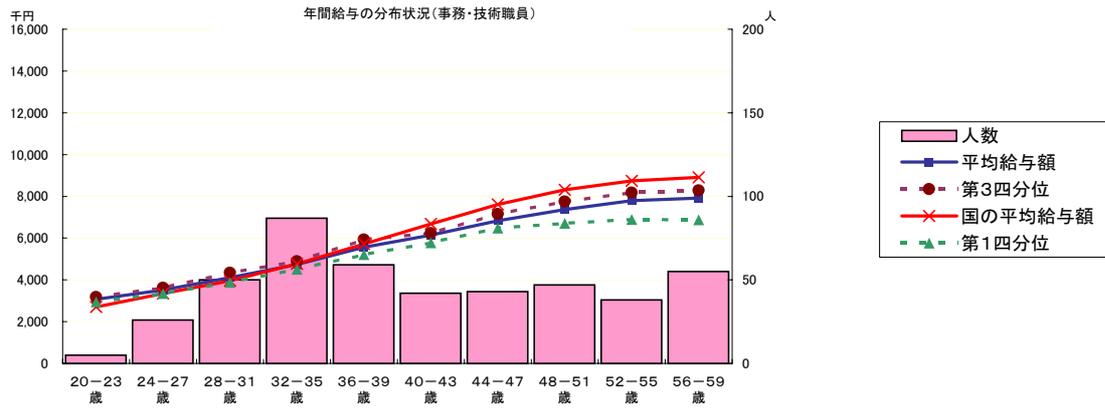
注2:在外職員区分及び任期付職員区分は該当者がいないため省略
年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、任期付職員区分及び再任用職員区分は該当者がいないため省略。

注3:常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師),
再任用職員区分の教育職種(大学教員), 医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師),
非常勤職員区分の教育職種(大学教員), 医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師),
年俸制適用者の非常勤職員区分の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
については該当者がいないため省略

注4:常勤職員区分のその他医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師),
再任用職員区分の教育職種(附属高校教員)及び非常勤職員区分の教育職種(外国人教師等)に
ついては、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、
「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5:技能・労務職種とは、守衛、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

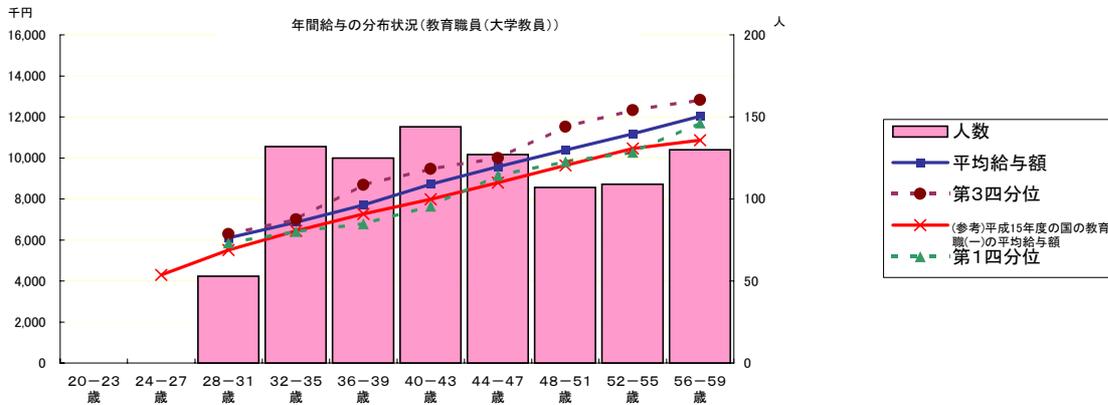


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
・事務局長	1			
・部長	5	57.7	10,513	11,601
・課長・同相当職	21	53.3	8,944	9,542
・課長補佐・同相当職	41	54.0	7,463	8,059
・係長・同相当職	141	46.7	5,994	7,079
・主任・同相当職	92	42.3	5,070	6,339
・係員・同相当職	151	31.3	3,744	4,239

注:代表的職位 事務局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下については表示しない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
・教授	379	56.2	11,301	12,506
・准教授	333	44.6	8,918	9,850
・講師	14	37.6	7,806	8,319
・助教	312	38.3	6,412	7,231
・教務職員	11	50.9	6,166	6,884

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学職員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		係員	主任係員	係長専門職員主任技術専門員	係長専門職員主任技術専門員	課長補佐事務長補佐主任技術専門員	課長事務長主幹	部長	部長	事務局長
人員(割合)	452人	34人 (7.5%)	140人 (31.0%)	187人 (41.4%)	49人 (10.8%)	26人 (5.8%)	11人 (2.4%)	2人 (0.4%)	2人 (0.4%)	1人 (0.2%)
年齢(最高～最低)		45歳 } 23	41歳 } 27	59歳 } 34	59歳 } 45	59歳 } 41	59歳 } 45			
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,100 } 2,164	千円 4,271 } 2,652	千円 5,442 } 3,514	千円 5,982 } 4,787	千円 6,885 } 5,195	千円 7,390 } 6,547	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 4,119 } 2,941	千円 5,674 } 3,627	千円 7,432 } 4,886	千円 8,329 } 6,811	千円 9,309 } 7,419	千円 9,981 } 8,919	千円 }	千円 }	千円 }

注:7,8,9級における該当者が各2名以下のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	1049人	11人 (1.0%)	312人 (29.7%)	14人 (1.3%)	333人 (31.7%)	379人 (36.1%)
年齢(最高～最低)		58歳 } 30	64歳 } 28	47歳 } 34	64歳 } 31	64歳 } 38
所定内給与年額(最高～最低)		千円 4,966 } 3,913	千円 6,043 } 3,761	千円 6,775 } 4,942	千円 7,737 } 4,982	千円 12,527 } 5,808
年間給与額(最高～最低)		千円 6,819 } 5,195	千円 8,263 } 5,056	千円 9,443 } 6,971	千円 11,122 } 6,733	千円 16,932 } 8,325

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学職員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 66.4	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 33.6	% 35.2
		最高～最低	48.6～30.9	43.6～28.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.7	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.3	% 32.8
		最高～最低	40.8～24.5	37.6～26.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.4	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 32.6	% 34.1
		最高～最低	45.0～26.6	39.2～21.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.4	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.6	% 32.0
		最高～最低	44.8～20.2	39.3～21.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

93.5

対他の国立大学法人等

106.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

107.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 108.3

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,855,269	千円 14,983,882	千円 △ 128,613	(%) △ 0.9	千円 △ 505,358	(%) △ 3.3
退職手当支給額 (B)	千円 674,252	千円 666,465	千円 7,787	(%) 1.2	千円 △ 1,043,244	(%) △ 60.7
非常勤役員等給与 (C)	千円 3,912,103	千円 3,261,245	千円 650,858	(%) 20.0	千円 1,224,475	(%) 45.6
福利厚生費 (D)	千円 1,975,781	千円 1,943,161	千円 32,620	(%) 1.7	千円 40,035	(%) 2.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 21,417,405	千円 20,854,755	千円 562,650	(%) 2.7	千円 △ 284,093	(%) △ 1.3

注:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与等の増減の要因分析

「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比0.9%の減となっている。
これは、平成18年4月に給与制度を改定した際、次の改正をしたことによる。

i) 役員

- ・基本給月額を約7%引き下げたこと。
- ・理事については、60歳を超えた年度以後は、期末特別手当を年間3.3月分から2.25月分に引き下げたこと。

ii) 60歳を超えた年度以後の大学教員

- ・経過措置を設けずに基本給月額を引き下げたこと。
- ・勤勉手当に替え特別な手当を支給することにより手当額を抑制したこと。

「非常勤役員等給与」は、対前年度比20.0%の増となっている。
これは、受託・共同研究等外部資金の増加による非常勤職員の雇用に伴うものである。

「最広義人件費」は、対前年度比2.7%の増となっている。
これは、受託・共同研究等外部資金の増加による非常勤職員の雇用に伴うものである。

②人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

- ・基準(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」…a 14,983,882千円
 - ・当年度の「給与、報酬等支給総額」…b 14,855,269千円
 - ・当年度までの人件費削減率 △0.9%
- [計算式 = (b-a) ÷ a × 100]

③その他

- ・当年度の「給与、報酬等支給総額」…a 14,855,269千円
 - ・平成17年度の「人件費予算相当額」…b 15,880,307千円
 - ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) △6.5%
- [計算式 = (a-b) ÷ b × 100]

IV 法人が必要と認める事項

特になし